

令和7年6月20日

各 位

稻敷市観光協会長 篠 信太郎

## 2025いなしき夏まつり花火大会の出店について

時下 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、当市観光事業に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。  
さて、標記イベントの開催にあたり、「さとふるクラウドファンディング」により  
出店者を募集いたします。  
出店をご希望される方は、下記QRコードよりお手続きをお願いします。

### 記

1. 開 催 日 令和7年8月23日(土) 雨天決行、荒天順延(翌24日)
2. 会 場 江戸崎総合運動公園(稻敷市荒沼3-1)
3. 募 集 「さとふるクラウドファンディング」から本イベントにご寄付を  
いただき、返戻品として「出店ブース利用券」をお送りします。



さとふる

[出店ブース利用券] 寄付金額50,000円

[募集期間] 令和7年7月1日10時～7月14日  
無くなり次第終了  
寄付受付後、必要書類を郵送します。

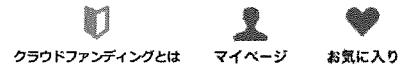
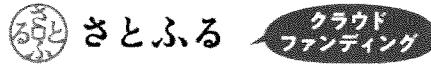
出店者会議を7月16日(水)10時～稻敷市役所で行います。

4. そ の 他 利用券には、テント1張(間口3間×奥行2間)、机4脚、  
椅子4脚、電源、駐車場2台分が含まれます。

ご不明な点がございましたら観光協会事務局までお問い合わせください。  
ふるさと納税に関するることは「さとふる」HPをご参照ください。

### 問い合わせ

稻敷市観光協会事務局  
稻敷市役所まちづくり推進課内  
電話 029-892-2000  
FAX 029-893-0388



[「ふるさと納税」ホーム >](#) [さとふるクラウドファンディング >](#) [クラウドファンディングとは](#)

## クラウドファンディングとは



## ふるさと納税を活用したクラウドファンディング

クラウドファンディングとは、「こんな商品を作りたい」といったアイデアや、「今ある問題を解決したい」といった事業案を持つひとが、インターネットを通じて世界中に呼びかけ、資金を募ることができるシステムのことです。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングでは、自治体が事業起案者になるため、地域が抱える課題や新しい取り組みに対して直接支援することができます。

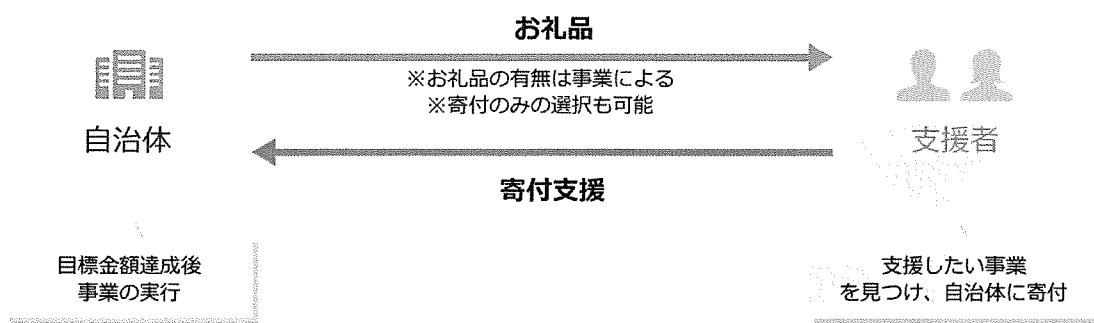
### ふるさと納税とクラウドファンディングは何が違うの？

ふるさと納税は、地方自治体への寄付を通じて地域創生に参加できる制度のことをいいます。その中でも、「こういった商品を町を挙げて開発したい」「文化遺産を修繕したい」というように、使途を明確にして寄付金を募集しているものを「クラウドファンディング型ふるさと納税」と呼んでいます。

さとふるのクラウドファンディングでは、ふるさと納税を活用するため、寄付後に所得税の還付や個人住民税の控除が受けられ、実質的な自己負担額を2,000円<sup>\*</sup>にすることができます。

※寄付者の収入等により寄付の上限額（控除上限額）が異なります。[控除額シミュレーション](#)で控除上限金額の目安を調べることができます。

また、事業によっては、支援に対するお礼として、その土地のお米やお肉といった特産品や名産品が「お礼品」として貰えることも、「クラウドファンディング型ふるさと納税」の特長です。



# さとふるクラウドファンディングの流れ



## 事業を選ぶ

自治体や事業内容から、支援したい事業を選びます。



## 寄付支援を申し込む

お支払い方法などの情報を入力します。  
お礼品がある場合は、お届け先も入力いただきます。



## 寄付の証明書を受け取る

自治体から、寄付の証明書が送付されるので、なくさないよう保管してください。  
お礼品がある場合は、お礼品が速やかに配送されます。



## 確定申告をする

受け取った寄付の証明書を確定申告時に提出すれば税金が控除されます。

※ さとふる会員の方は配送状況をマイページで随時ご確認頂けます。

※ ワンストップ特例制度適用時に確定申告が不要となります。  
[ワンストップ特例制度とは？](#)

## よくあるご質問

### Q.目標額を達成しなかった場合、寄付金はどうなりますか？

### A.集まった分だけ自治体にお渡しいたします。

寄付型クラウドファンディングのため、目標金額を未達成であった場合でも、寄付金の返金はございませんので予めご了承ください。  
なお、目標額を上回った分の取扱いにつきましては、自治体毎に異なりますので詳しくは事業詳細ページをご確認ください。

### Q.寄付後の確定申告は必要ですか？

### A.ふるさと納税先の自治体が、1年間で5自治体までであれば、確定申告が不要なワンストップ特例制度を活用できます。

詳しくは「[ワンストップ特例制度とは](#)」をご確認ください。

ふるさと納税サイト「さとふる」トップページへ